

○建設工事請負基準約款第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアルの詳細の運用について 対照表

改定前	改定後
建設工事請負基準約款第26条第5項（単品スライド条項） 運用マニュアルの詳細の運用について 令和4年9月30日 新潟県では、建設工事請負基準約款においてスライド条項（全体スライド条項、単品スライド条項、インフレスライド条項）を定め運用しています。 単品スライド条項の運用の一部改正に伴い、「建設工事請負基準約款第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル【令和4年6月24日以降適用】」（以下「運用マニュアル」という）を刷新したところです。 このたび、下記のとおり運用マニュアルの詳細の運用を定めましたので、請求する際には留意願います。 記 1 購入価格でのスライド額算出を希望する場合【別紙1-1】 (1) 受注者は、適切な価格で材料を購入した根拠として「実購入先を含まない2社の見積」及び「当該地区での取引実績表」を提出すること。 (2) 発注者は、購入価格及び見積価格について「購入価格妥当性チェックリスト」及び「購入価格及び見積価格一覧表」を使用し、価格の妥当性を検証。 2 当初単価が見積及び特別単価調査で定められている場合【別紙1-2】 受注者は、実勢価格に「現場納入月」の見積及び特別単価調査価格を適用させたい場合、購入予定価格が判明した時点で速やかにスライド請求を行うこと。	建設工事請負基準約款第26条第5項（単品スライド条項） 運用マニュアルの詳細の運用について 新潟県では、建設工事請負基準約款においてスライド条項（全体スライド条項、単品スライド条項、インフレスライド条項）を定め運用しています。 単品スライド条項の運用の一部改正に伴い、「建設工事請負基準約款第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル【令和4年6月24日以降適用】」（以下「運用マニュアル」という）を刷新したところです。 このたび、下記のとおり運用マニュアルの詳細の運用を定めましたので、請求する際には留意願います。 記 1 購入価格でのスライド額算出を希望する場合【別紙1-1】 (1) 受注者は、適切な価格で材料を購入した根拠として「実購入先を含まない2社の見積」*及び「当該地区での取引実績表」を提出すること。 ※地場材等で実購入先以外からの見積徴収ができない場合は、不要とする。 （マニュアル6P 見積りの留意事項） (2) 発注者は、購入価格及び見積価格について「購入価格妥当性チェックリスト」及び「購入価格及び見積価格一覧表」を使用し、価格の妥当性を検証。 2 当初単価が見積及び特別単価調査で定められている場合【別紙1-2】 受注者は、実勢価格に「現場納入月」の見積及び特別単価調査価格を適用させたい場合、<u>購入予定価格が判明した時点で速やかにスライド請求を行うこと。</u>

○建設工事請負基準約款第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアルの詳細の運用について 対照表

改定前

改定後

【運用マニュアルの記載と本運用の関連について】

1 購入価格でのスライド額算出を希望する場合

1-5 スライド額算定



新潟県

建設工事請負基準約款第26条第5項（単品スライド条項）
運用マニュアル【令和4年6月24日以降適用】（初版）

2) 実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類

・実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類は、購入実績を証明する書類に加え、原則として、当該地域での市場取引価格が確認できる2社以上の見積りとする。その際、実際の購入先の見積りは含まないものとする。

<見積りの留意事項>

- ・見積りの提出は、工期内の代表的な月（1ヶ月以上）とし、工事全期間の提出は要しない。
- ・見積りの有効期間は、実際の購入金額の単価と比較するため、実際に「現場に搬入された月もしくは購入した月」を含むものとする。
- ・地域条件や工事材料の性質等で購入先以外から見積りを徴することができない場合や、購入先を含まない見積りが1社となる場合は、メタサーチサイト等により、当該材料の取扱業者等の所在地により近隣で対応可能な業者が限られることを確認したうえで、実際の購入先への注文時の見積りも含めるものとする。
（「近隣」については、生コンクリートを例にすると、日平均気温が25度以上の場合は運搬時間が1時間半以内の地域とする等、工事材料の性質に応じて設定する。）

【6】

【詳細の運用】

(1) 受注者は、適切な価格で材料を購入した根拠として以下の資料を提出すること。

- ア 実購入先を含まない2社の見積
- イ 【様式】「当該地区での取引実績表」

(2) 発注者は、購入価格及び見積価格について以下の様式により確認を実施する。

- ア 【様式A】「購入価格妥当性チェックリスト」
- イ 【様式B】「購入価格に係る変動理由書」
- ウ 【様式C】「購入価格及び見積価格一覧表」

【運用マニュアルの記載と本運用の関連について】

1 購入価格でのスライド額算出を希望する場合

1-5 スライド額算定



新潟県

建設工事請負基準約款第26条第5項（単品スライド条項）
運用マニュアル【令和4年6月24日以降適用】（初版）

2) 実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類

・実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類は、購入実績を証明する書類に加え、原則として、当該地域での市場取引価格が確認できる2社以上の見積りとする。その際、実際の購入先の見積りは含まないものとする。

<見積りの留意事項>

- ・見積りの提出は、工期内の代表的な月（1ヶ月以上）とし、工事全期間の提出は要しない。
- ・見積りの有効期間は、実際の購入金額の単価と比較するため、実際に「現場に搬入された月もしくは購入した月」を含むものとする。
- ・地域条件や工事材料の性質等で購入先以外から見積りを徴することができない場合や、購入先を含まない見積りが1社となる場合は、メタサーチサイト等により、当該材料の取扱業者等の所在地により近隣で対応可能な業者が限られることを確認したうえで、実際の購入先への注文時の見積りも含めるものとする。
（「近隣」については、生コンクリートを例にすると、日平均気温が25度以上の場合は運搬時間が1時間半以内の地域とする等、工事材料の性質に応じて設定する。）

【6】

【詳細の運用】

(1) 受注者は、適切な価格で材料を購入した根拠として以下の資料を提出すること。

- ア 実購入先を含まない2社の見積^{*}

※地場材等で実購入先以外からの見積徴収ができない場合は、不要とする。（マニュアル6P 見積りの留意事項）

- イ 【様式】「当該地区での取引実績表」

(2) 発注者は、購入価格及び見積価格について以下の様式により確認を実施する。

- ア 【様式A】「購入価格妥当性チェックリスト」
- イ 【様式B】「購入価格に係る変動理由書」
- ウ 【様式C】「購入価格及び見積価格一覧表」

○【様式A】購入価格妥当性チェックリスト 対照表

改定前	改定後
＜受注者から「購入価格」でのスライド額算出希望があった場合、発注者が使用＞ 【様式 A】 購入価格妥当性チェックリスト ＜受注者から単品スライド請求のあった時点＞ 1 請求資料 ☐ (1) 受注者から単品スライド請求があり、品目毎のスライド額が請負金額の1%を超えているか。(受注者資料により確認) ☐ (2) 【運用マニュアル様式 1-1】購入金額申出に記載があるか。 ☐ (3) 【証明書類】購入価格採用時の実購入先を含まない2社の見積があるか。 <u>※ 他2社の見積価格と比較し、購入価格が最も安価であることが条件</u> ☐ (3') 【証明書類】(実購入先を含まない2社見積がない場合)適切な理由があるか。 <u>※ 2社見積もりがない理由に「これまでの取引がない」等は当たらない。</u> <u>(購入先がない例：離島・僻地又は品質管理上長距離運搬が不可能な場合等)</u> 2 請求受領後作業 ☐ (5) 発注者から見積先及び受注者へのヒアリングにより見積価格の妥当性を確認したか。 (様式「当該地区での取引実績表」、様式 B「購入価格に係る変動理由書」を使用) ☐ (6) 提出された「購入価格」「見積価格」を所属で共有している様式 C「購入価格及び見積価格一覧表」に登録したか。 3 実際の購入金額の確認フロー「第1段階」 ☐ (7) 購入価格の採用にあたり、同一材料において、単価の乖離は発生していないか。 (様式 C「購入価格及び見積価格一覧表」) ＜スライド額算出時点＞ 4 実際の購入金額の確認フロー「第2段階」 ☐ (1) 加重平均後の購入価格は実勢価格の130%以内であるか。 ☐ (1') (加重平均後の購入価格は実勢価格の130%を超える場合)購入先へヒアリング等により理由書を作成し、所属内で妥当性が認められたか。 (様式 B「購入価格に係る変動理由書」を使用)	＜受注者から「購入価格」でのスライド額算出希望があった場合、発注者が使用＞ 【様式 A】 購入価格妥当性チェックリスト ＜受注者から単品スライド請求のあった時点＞ 1 請求資料 ☐ (1) 受注者から単品スライド請求があり、品目毎のスライド額が請負金額の1%を超えているか。(受注者資料により確認) ☐ (2) 【運用マニュアル様式 1-1】購入金額申出に記載があるか。 ☐ (3) 【証明書類】購入価格採用時の実購入先を含まない2社の見積があるか。<u>※1,2</u> 2社の見積がない場合は、(3')へ。 <u>※1 他2社の見積価格と比較し、購入価格が最も安価であることが条件</u> <u>※2 地場材等で実購入先以外からの見積徴収ができない場合は、不要とする。(マニュアル 6 P 見積りの留意事項)</u> <u>(購入先以外の徴収先がない例：離島・僻地又は品質管理上、長距離運搬が不可能であることが明らかな場合等)</u> ☐ (3') 【証明書類】(実購入先を含まない2社見積がない場合)適切な理由があるか。 <u>※ 2社見積もりがない理由に「これまでの取引がない」等は当たらない。</u> 2 請求受領後作業 ☐ (5) 発注者から見積先及び受注者へのヒアリングにより見積価格の妥当性を確認したか。 (様式「当該地区での取引実績表」、様式 B「購入価格に係る変動理由書」を使用) ☐ (6) 提出された「購入価格」「見積価格」を所属で共有している様式 C「購入価格及び見積価格一覧表」に登録したか。 3 実際の購入金額の確認フロー「第1段階」 ☐ (7) 購入価格の採用にあたり、同一材料において、単価の乖離は発生していないか。 (様式 C「購入価格及び見積価格一覧表」) ＜スライド額算出時点＞ 4 実際の購入金額の確認フロー「第2段階」 ☐ (1) 加重平均後の購入価格は実勢価格の130%以内であるか。 ☐ (1') (加重平均後の購入価格は実勢価格の130%を超える場合)購入先へヒアリング等により理由書を作成し、所属内で妥当性が認められたか。 (様式 B「購入価格に係る変動理由書」を使用)

○建設工事請負基準約款第26条（スライド条項）の概要 対照表

改定前

改定後

建設工事請負基準約款第26条（スライド条項）の概要

受注工事にスライド条項が適用できるか確認し、必要に応じて請求してください



項目	インフレスライド (約款第26条第6項)	全体スライド (約款第26条)	単品スライド (約款第26条第5項)
適用対象工事	①残工期が2ヶ月以上 ②-1賃金水準の変動 例) 令和4年3月適用労務単価 令和4年2月28日以前に 契約した工事 ②-2物価水準の変動	①残工期が2ヶ月以上 ②工期が12ヶ月を超える (大規模工事を想定)	①残工期が2ヶ月以上 ②特定資材(品目)高騰
請負額変更の方法	対象	基準日以降の残工事量に対する 資材、労務単価等	請負契約締結の日から12か月 経過した基準日以降の残工事量 に対する資材、労務単価等
	受発注者の負担	残工事費の1.0%	残工事費の1.5%
請求者	発注者又は受注者	発注者又は受注者	発注者又は受注者
積算方法 請求書	技術管理課HPに 運用マニュアル掲載	積算基準(一般土木) 県版に記載 請求書は任意様式	技術管理課HPに 運用マニュアル掲載

技術管理課HPは「新潟県 技術管理課」検索
URL <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/gijutsu/>



建設工事請負基準約款第26条（スライド条項）の概要

受注工事にスライド条項が適用できるか確認し、必要に応じて請求してください



項目	インフレスライド (約款第26条第6項)	全体スライド (約款第26条)	単品スライド (約款第26条第5項)
適用対象工事	①残工期が2ヶ月以上 ②-1賃金水準の変動 例) 令和4年3月適用労務単価 令和4年2月28日以前に 契約した工事 ②-2物価水準の変動	①残工期が2ヶ月以上 ②工期が12ヶ月を超える (大規模工事を想定)	①残工期が2ヶ月以上 ※2ヶ月未満であっても対象と できる場合有り ②特定資材(品目)高騰
請負額変更の方法	対象	基準日以降の残工事量に対する 資材、労務単価等	部分払いを行った出来形部分 を除く全ての資材 (鋼材類、燃料油類等)
	受発注者の負担	残工事費の1.0%	残工事費の1.5%
請求者	発注者又は受注者	発注者又は受注者	発注者又は受注者
積算方法 請求書	技術管理課HPに 運用マニュアル掲載	積算基準(一般土木) 県版に記載 請求書は任意様式	技術管理課HPに 運用マニュアル掲載

技術管理課HPは「新潟県 技術管理課」検索
URL <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/gijutsu/>



○【別冊】参考フロー 対照表

改定前	改定後
実際の購入金額の確認フロー 受注者 ☐ 実際の購入金額でのスライド額算定を希望 ・対象品目及び対象材料を申出※ ・実購入先を含まない2社以上の見積り提出※ ⇒「実際の購入金額の単価」が「実勢価格（落札率を考慮）」以上となることを受注者にて確認 ※単品スライドの請求時にあわせて提出 見積りは工期内の代表的な月（1ヶ月以上）とする 第1段階 発注者 ☐ 受注者から提出された見積りから「地域の材料価格の傾向」と「実際の購入金額での検討」を行うことの妥当性を確認 <チェック項目> ☐ 対象材料ごとに以下を確認 ・「現場に搬入された月もしくは購入した月」のうち、代表的な月（1ヶ月以上）の単価で確認 ⇒「実際の購入金額の単価」と2社以上の「見積り単価」を比較し、「実際の購入金額の単価」が最も安価となる 実際の購入金額の単価」が最も安価となる材料 実勢価格にて算出 ☐ 実購入先の当該材料の価格変動は社会（もしくは地域）全体としてのものではない。 第2段階 発注者 ☐ 「実際の購入金額」の「実勢価格」からの乖離の程度を確認 <チェック項目> ☐ ①が②以内であることを確認 ①「実際の購入金額の単価」（複数月に渡って搬入している場合は、購入単価の加重平均） ②「実勢価格の単価（落札率を考慮）+30%」（複数月に渡って搬入している場合は、実勢価格の単価（落札率を考慮）の加重平均+30%） ☐ ①が②を上回る場合（大幅に乖離している場合）、特別に考慮すべき価格変動要因がないかを確認 <確認方法の一例> 各発注者の判断による 1) 発注者による見積り徴収 2) 近隣工事における材料調達状況 3) 特別単価調査で設定した単価の場合、再調査 等 実際の購入金額の妥当性が確認できない 実勢価格にて算出 実際の購入金額の妥当性が確認できる 実際の購入金額にて算出 ☐ ①が②以内の場合、実際の購入金額の単価は概ね材料価格の上昇傾向と合致しているため、妥当と判断 ☐ ①が②を上回る場合、実際の購入金額の単価が妥当であることが発注者が入手できる情報・資料から確認できる	実際の購入金額の確認フロー 受注者 ☐ 実際の購入金額でのスライド額算定を希望 ・対象品目及び対象材料を申出※ ・実購入先を含まない2社以上の見積り提出※1,2 ⇒「実際の購入金額の単価」が「実勢価格（落札率を考慮）」以上となることを受注者にて確認 ※1単品スライドの請求時にあわせて提出 見積りは工期内の代表的な月（1ヶ月以上）とする ※2地場材等で実購入先以外からの見積り徴収ができない場合は、不要とする 【マニュアル6P見積りの留意事項】 第1段階 発注者 ☐ 受注者から提出された見積りから「地域の材料価格の傾向」と「実際の購入金額での検討」を行うことの妥当性を確認 <チェック項目> ☐ 対象材料ごとに以下を確認 ・「現場に搬入された月もしくは購入した月」のうち、代表的な月（1ヶ月以上）の単価で確認 ⇒「実際の購入金額の単価」と2社以上の「見積り単価」※2を比較し、「実際の購入金額の単価」が最も安価となる 実際の購入金額の単価」が最も安価となる材料 実勢価格にて算出 ☐ 実購入先の当該材料の価格変動は社会（もしくは地域）全体としてのものではない。 第2段階 発注者 ☐ 「実際の購入金額」の「実勢価格」からの乖離の程度を確認 <チェック項目> ☐ ①が②以内であることを確認 ①「実際の購入金額の単価」（複数月に渡って搬入している場合は、購入単価の加重平均） ②「実勢価格の単価（落札率を考慮）+30%」（複数月に渡って搬入している場合は、実勢価格の単価（落札率を考慮）の加重平均+30%） ☐ ①が②を上回る場合（大幅に乖離している場合）、特別に考慮すべき価格変動要因がないかを確認 <確認方法の一例> 各発注者の判断による 1) 発注者による見積り徴収 2) 近隣工事における材料調達状況 3) 特別単価調査で設定した単価の場合、再調査 等 実際の購入金額の妥当性が確認できない 実勢価格にて算出 実際の購入金額の妥当性が確認できる 実際の購入金額にて算出 ☐ ①が②以内の場合、実際の購入金額の単価は概ね材料価格の上昇傾向と合致しているため、妥当と判断 ☐ ①が②を上回る場合、実際の購入金額の単価が妥当であることが発注者が入手できる情報・資料から確認できる